

四万十市プレミアム付商品券利用約款

(約款の趣旨)

第1条 市が発行する「四万十市プレミアム付商品券(以下「商品券」という。)」を購入し、商品やサービスの提供を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、この約款により商品券をご利用いただくものとします。

(商品券の販売)

第2条 商品券の額面は1枚あたり1,000円とし、1,000円券7枚を1冊として、1冊につき5,000円の単価で販売を行うものとします。

2 商品券の販売場所は、下記のとおりとします。

土佐中村郵便局、中村八束郵便局、中村古津賀郵便局、下田郵便局、蕨岡郵便局、富山郵便局、中村下町郵便局、四万十トンボ郵便局、中村駅前郵便局、東中筋郵便局、後川郵便局、川登郵便局、有岡郵便局、江川崎郵便局、大宮郵便局、口屋内郵便局、四万十市西土佐商工会

(商品券の使用可能期間)

第3条 商品券の使用可能期間は、令和5年9月1日から令和5年12月31日までとします。この期間内に使用しなかった商品券は無効とします。また、未使用の商品券の換金はありません。

(商品券の使用店舗等)

第4条 商品券は、四万十市内に所在する店舗等のうち、事前に市に登録手続きを行った店舗(以下「取扱店」という)でのみ使用できます。

(商品券の使用方法)

第5条 利用者は、取扱店において商品券を使用することにより、商品券に表示された金額の範囲内で代金の支払いに利用することができます。ただし、商品券の額面未満の商品等の支払いに商品券を使用する場合、つり銭の支払いは行いません。

2 商品券は1枚単位で使用することができます。また、複数の商品を同時に購入する場合は、その合計額に対して商品券を使用することができます。

(商品券が使用できない商品等)

第6条 商品券が使用できない商品やサービスについては次のとおりとします。

(1) 取扱店が、商品券が使用できない商品等として任意に指定した商品やサービス

(2) 市が商品券の目的に照らし商品券が使用できないものとして定めた以下のもの

ア 土地又は家屋の購入、家賃、地代及び駐車料等

イ 現金への換金、寄附、有価証券の購入、債務の支払及び電子マネー等へのチャージ等

ウ ビール券・図書券・その他商品券、切手、官製はがき、印紙及びプリペイドカード等

エ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等

オ 税金、官公庁の公共料金(指定ごみ袋・ごみ証紙は除く)、電気料、水道料、電話料、インターネット通信料及びテレビ受信料等

カ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこの購入(電子たばこ等を含む)

キ 上記ア～カと同類であると判断される商品やサービス

(商品券が使用できない場合)

第7条 利用者は次の場合は商品券の使用ができないものとします。

- (1) 商品券の使用可能期間でない場合
- (2) 商品券に発行者名及び番号が無い場合、又は確認できない場合
- (3) 商品券が違法又は不正に取得されたものである場合
- (4) 商品券が偽造、変造又は不正に作成されたものである場合
- (5) 商品券の変形、破損等が著しい場合

(利用者における禁止事項)

第8条 利用者は、商品券を使用するにあたって以下の行為をしてはいけません。

- (1) 商品券を複写又は偽造すること。
- (2) 商品券を故意に棄損・破損すること又は改造や変造を行うこと。
- (3) 商品券を譲渡すること又は転売すること。
- (4) 商品券を換金すること又は質入や債務の支払いに利用すること。
- (5) 使用済み商品券を再使用すること。
- (6) 取扱店でもある利用者が、自己の店舗で商品券を使用すること。

(損害の賠償)

第9条 利用者は、不正な手段で商品券を使用し、市又は取扱店に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。

(盗難、紛失等の措置)

第10条 利用者が管理する商品券が、盗難、紛失、棄損等にあった場合、市は商品券の再発行は行わないこととします。

(取扱の変更)

第11条 商品券の取扱いについてこの約款を変更する場合、市は一定の予告期間において周知をするものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

附 則

この約款は、令和5年8月1日より適用し、令和6年2月28日にその効力を失います。